

町田市立学校における校則（生活のきまり等）の見直しについて

1 校則（生活のきまり等）の見直しの留意点

今般の生徒指導提要の改訂では、生活指導の目的について次のように示されています。

※生徒指導提要とは、文部科学省が生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したもので、2022年（令和4年）12月に改定されました。

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を自らが追求することを支えるところに求められます。

以上のことを踏まえ、3つの観点から校則（生活のきまり等）見直しを行う。

- 社会通念上合理的と認められる範囲内であるか。
- 児童生徒の基本的人権に十分配慮されているか。
- 児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したうえで定められているか。

(1) 社会通念上合理的と認められる範囲内であるか。

- ・各々によって解釈に違いが生じるあいまいな表現をしない。
例：小（中）学生らしいといった表現を用いている。
- ・合理的に説明できない校則（生活のきまり等）としない。
例：下着の色は白とする。（白のみとする）
例：標準服でなければ、登校できない。（登校禁止とする）
例：認めていない高等学校があるからツーブロックは禁止とする。
- ・保護者に過大な負担を強いる校則（生活のきまり等）としない。
※「ポロシャツは、紺・白・黒とする。」など、メーカーや商品を指定せず各家庭で選択肢をもつことができるようにすることで、金額を抑えることができる。

(2) 児童生徒の基本的人権に十分配慮されているか。

- ・児童生徒の身体的特徴にかかわる表現や性的マイノリティに配慮する。
例：「男子はスラックス、女子はスカート」などといった標記をしない。

(3) 児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したうえで定められているか。

- ・児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認したり議論したりする機会を設ける。
 - ・児童生徒及び学校関係者と、共通の認識をもって見直しを行う。
 - ・見直しに際しては、児童・生徒が主体的にかかわれるようにするとともに、各自が意見を出しやすいような仕組みとする。
- 例：生徒会において議論をする。必要に応じて匿名のアンケートをとる等。